

ご注意

古い工場やビル[※]をお持ちの皆様へ!

※ 昭和52年(1977年)3月より以前に建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか?



健康被害が出るおそれがあります!



処分しないと**罰則!**



まもなく**処分できなくなる!**



[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成33年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで



※ マークは処理施設の場所です。

* 安定器及び汚染物等(小型電気機器の一部を除く)



詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

今すぐ裏面をご確認ください。